

S & D 昭島スタジアム（昭島市民球場）の利用方法

1 利用期間及び時間

(1) 利用期間は、1月4日から12月28日までです。

ただし、12月中旬から翌年3月中旬までの間は芝生養生期間として利用を休止しています。

また、グラウンド状態によっては臨時に利用を休止することがあります。

(2) 利用時間は、**午前9時から午後9時まで**です。

(3) 利用時間には、準備及び片付けの時間が含まれています。時間内に全て終了するようにしてください。

(4) 利用後はカギを受付に返却してください。また、夜間照明は受付にて消灯いたします。

(5) 利用時間は2時間を1単位とし、1日に6単位といたします。

(6) 6単位の利用時間

利用時間の単位は下記のとおりといたします。

① 午前 9時～午前 11時

② 午前 11時～午後 1時

③ 午後 1時～午後 3時

④ 午後 3時～午後 5時

⑤ 午後 5時～午後 7時

⑥ 午後 7時～午後 9時

2 予約方法

(1) 利用登録

S & D 昭島スタジアム（昭島市民球場）を利用する場合は、公共施設予約システムの利用か窓口申請となります。公共施設予約システムの利用にあたっては、事前に登録が必要となります。

登録に必要な人数は**9人以上**とします。**また、登録には、20歳以上の責任者が必要です。**有効期間は、登録日より2年間です。期限が過ぎると無効ですので、総合スポーツセンターで更新手続きを行ってください。

(2) 利用申込

① 抽選申込

抽選申込：2か月前の1日～10日

抽選結果：2か月前の11日

確認期間：2か月前の11日～20日

予約決定：2か月前の21日

② 予約申込

1か月前の1日～利用日の1週間前

③ 窓口申込

利用日の6日前～利用日

(3) 予約回数

日曜日・祝日：月1回

土曜日：月1回

平日 : 月 4 回
 ※ただし、利用日の 6 日前からは規定回数以上の予約可。

3 使用料

球場使用料

単位：円

単位		2 時間につき
使用料	市内団体	5,000
	市外団体	10,000

附属設備使用料

単位：円

名 称	区 分	使用料	備 考
本部室 (2 時間につき)	市内団体	800	
	市外団体	1,600	
放送室 (放送設備) (2 時間につき)	市内団体	800	
	市外団体	1,600	
スコアボード (2 時間につき)	市内団体	1,000	
	市外団体	2,000	
夜間照明設備 (1 時間につき)	市内団体	3,500	例：市内団体利用 (2 時間使用) 12,000
	市外団体	7,000	(球場利用料 5,000) (夜間照明設備使用料 7,000)

4 設備の使用

- (1) 設備の利用を開始するときは、説明書どおり操作してください。
- (2) ラインカー等の用具については、利用後は必ず所定の場所に返却してください。
- (3) 利用終了後は、必ずグラウンドの整備を行なってください。
- (4) 設備利用終了後は、必ずカギを締めて総合スポーツセンター受付へ返却してください。

5 使用の中止及び取消し

- (1) 天候不順により、グラウンドが利用できない恐れのある場合は、昭島市総合スポー

ツセンターに確認してください。それ以降の雨等については降雨時間、降雨量等の多少にかかわらず中止とします。また、休日（土・日・祝日）についても降雨時間、降雨量等の多少にかかわらず中止してください。

- (2) 前日までの降雨の影響で、使用するとグラウンドコンディションが悪化する恐れのある場合は、利用を中止してください。なお、判断がつかない場合は総合スポーツセンターに問い合わせをしてください。
- (3) 降雨等によるグラウンドコンディション不良のため利用することができなくなった場合は、次のとおり利用料を還付します。

① 利用開始前の場合	全額
② 利用時間の2分の1を経過しない場合	半額
- (4) 降雨等によるグラウンドコンディション不良のため利用することができなかった場合は、1週間以内に、昭島市総合スポーツセンターに連絡してください。

6 登録の取消し及び停止

次のような場合、グラウンドの利用を停止し、また、以後の利用を認めないことがあります。

- ① 利用方法や注意事項等に反したり、義務を履行しなかったとき。
- ② 予約時の利用目的と実際の利用目的が著しく異なるとき。
- ③ その他、教育委員会が不相当と認めるとき。

7 利用中の事故及び施設のき損等

- (1) 利用期間中、利用者の責任において発生した事故については、教育委員会は一切の責任を負いません。
- (2) 利用者が、施設及び附属設備をき損又は滅失したときは、教育委員会の定める損害額を負担していただくことがあります。
- (3) 利用者が施設のカギ、または附属設備にあるカギをき損したときは、利用者による損害額を負担していただくことがあります。

8 利用権の譲渡等の禁止

- (1) 利用の許可を受けた方が、その利用の権利を第三者に譲渡しないでください。
- (2) 利用者は施設のカギ、または附属設備にあるカギを複製しないでください。

9 その他注意事項

- (1) 許可された場所以外に立ち入らないでください。
- (2) 施設内及び附属設備内は禁煙とします。
- (3) 市民球場利用の場合は立体駐車場をご利用ください。なお、立体駐車場は駐車台数に限りがある為、車での来場はなるべく同乗での来場をお願いいたします。また、バイク・自転車については指示された場所以外に駐輪しないようにしてください。なお駐車場で起きた事故、盗難等については、教育委員会は一切の責任を負いません。
- (4) 更衣室及び施設内で起きた事故、盗難等については、教育委員会は一切の責任を負いません。
- (5) 中学生以下の夜間照明設備の利用及び午後7時以降の利用については、**成人の方の同伴が必要**となります。

連絡先

総合スポーツセンター 042-544-4151